

日本小児肝臓研究会細則

運営委員会承認 2000.07.22

第 1 条（会費）

年会費は 5,000 円とする。

第 2 条（運営委員の選出規定）

1. 運営委員の定数は会員 5 名に 1 名とし、立候補制とする。
選挙にて選出された委員、または運営委員会の推薦する
会員で、運営委員会の議を経て、総会で承認を得た者と
する。
2. 運営委員に立候補する者は、別に定める様式に従った立
候補届けを期日までに選挙管理委員長宛に郵送するこ
ととする。
3. 運営委員は、着任の時点で 65 歳に達していないものと
する。
4. 運営委員被選考資格
 - 1) 被選挙時、5 年以上の研究会会員歴を有する。
 - 2) 過去 5 年間の学会活動が以下の条件を満たす会
員：座長、演者あるいは共同演者として 3 回以上の
研究会への出席、発表歴があり、かつ査読制度のあ
る雑誌への肝臓に関する論文掲載が、過去 5 年間で
3 編以上を有する。
 - 3) 上記の条件を満たさないが、本学会への貢献が明ら
かな正会員で、運営委員会で承認された会員。

第 3 条（選挙管理委員会）

1. 選挙の事務を管理するために，選挙管理委員会をおく。
 - 1) 選挙前年度の運営委員会にて，運営委員の互選により，管理委員長を定める。
 - 2) 管理委員長は，2名の管理委員を正会員から指名し，管理委員会を組織する。
 - 3) 管理委員長，管理委員には，被選挙権が認められる。
 - 4) 管理委員会は，管理委員長名で選挙の公示を行い，立候補者を受付，選挙人へ公表する。
 - 5) 管理委員会は，選挙結果を公表する。
2. 選挙は，規程の投票用紙により郵送投票とし，5名制限連記無記名とする。不完全連記は認めるが，制限以上の記入，氏名および敬称以外の記入がある場合には，無効とする。
3. 当選最下位の投票数が同数の場合には，運営委員長は専門領域，学会活動状況，地方別を考慮して，定数以内の運営委員を推薦し，運営委員会の承認を得て委嘱する。
4. 所属 1 施設からの運営委員は，2名までとする各グループ，関連病院を含む。
5. 運営委員に著しい欠員が生じた場合には，運営委員長または運営委員 2名の推薦による会員を推薦し，運営委員会・総会の承認を得て運営委員を委嘱する。任期は，前任者の残期間とする。

附則（申し合わせ事項）：

1. 地方別の境目は日本小児科学会の方法に準ずる。
2. 原則として，地方別運営委員は少なくとも各 1 名を選出するが，この場合，定数外で選出する。

第 2 条（運営委員の選出規定）

改定 2006 年 10 月 6 日承認

改定 2025 年 7 月 12 日承認

5. 運営委員の定数は 15 名以上，概ね 25 名の範囲ないとし、立候補制とする。選挙にて選出された委員，または運営委員会の推薦する会員で，運営委員会の議を経て，総会で承認を得た者とする。
6. 運営委員に立候補する者は，別に定める様式に従った立候補届けを期日までに選挙管理委員長宛に郵送することとする。
7. 運営委員は，着任の時点で 65 歳に達していないものとする。
8. 運営委員被選考資格
 - 1) 被選挙時，5 年以上の研究会会員歴を有する。
 - 2) 過去 5 年間の学会活動が以下の条件を満たす会員：座長，演者あるいは共同演者として 3 回以上の研究会への出席，発表歴があり，かつ査読制度のある雑誌への肝臓に関する論文掲載が，過去 5 年間で 3 編以上を有する。
 - 3) 上記の条件を満たさないが，本学会への貢献が明らかな正会員で，運営委員会で承認された会員。

上記事項第 23 回運営委員会で承認されました。

上記事項第 41 回運営委員会で承認されました。